平成２３年（フ）第５９７号
新潟市中央区関屋新町通１丁目76番地
債務者　大矢　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　達雄
4　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１９号
新潟市中央区女池４丁目９番43号22、前住所新潟県新発田市上館89番地13
債務者　市田　令子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３３号
新潟市西蒲区新保３番地９
債務者　中野　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３０号
神戸市垂水区歌敷山１丁目５番32号　メゾン歌敷山208号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目１番58号
債務者　松岡　茂樹
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３１号
神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―312号
債務者　土井　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊元　　啓
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２０号
広島市南区仁保１丁目36番19号
債務者　吉原　一彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２９号
広島市西区己斐大迫３丁目４番18号
債務者　福田　　司
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４７号
広島市西区草津南１丁目７番４―102号
債務者　西本　隆彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５７号
広島市安佐北区白木町大字三田4155番地４
債務者　岡田貴美男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
宮崎県都城市上川東１丁目22号１番地　シティコーポまつお107号、前住所宮崎県都城市大王町48号15番地
債務者　重久　信也
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４５５号
宮崎市大塚町西ノ後3409番地２　フィールドゴッド21Ａ棟103号
債務者　戸敷　直孝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　幸子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係